

奈良県告示第五百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所		廃止した居宅サービスの種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	訪問介護及び介護予防訪問介護	平成二十七年三月三十一日
	株式会社 介護の杜 ・三恵 北葛城郡河合町広瀬台三 八―一四 第一岡田マンション 一〇七号	介護ステーション 花みずき 三―八―一四 第一岡田マンション 一〇七号	北葛城郡河合町広瀬台 三―八―一四 第一岡田マンション 一〇七号		